

# 栃木県アンサンブルコンテスト実施規定

改定 平成21年4月1日

## (総 則)

- 第1条 栃木県アンサンブルコンテストは、各地区アンサンブルコンテスト（以下「地区大会」と表記）で選出されたグループが参加して毎年12月に実施する。
- 第2条 実施会場は、その年ごとに本連盟常任理事会でこれを定める。
- 第3条 選出母体となる栃木県吹奏楽連盟（以下「県連盟」という）所属地区は次の通りとする。  
県北地区 県央地区 県南地区
- 第4条 常任理事会は毎年総会までに、その年度の栃木県アンサンブルコンテストについての参加要項など必要事項を決定する。

## (実施部門および参加人員)

- 第5条 実施部門は次の通りとし、参加グループは所属する部門に参加するものとする。  
①小学校部門 ②中学校部門 ③高等学校部門  
④大学部門 ⑤職場・一般部門
- 第6条 各グループの編成は3名以上8名までとする。原則として地区大会の参加人数を越えてはならない。

## (資 格)

- 第7条 各部門の参加資格は次の通りとする。
- ①小学校部門  
構成メンバーは、同一小学校に在籍している児童とする。
- ②中学校部門  
構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生の参加は認める）
- ③高等学校部門  
構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める）
- ④大学部門  
構成メンバーは、同一大学（大学院も含む）に在籍している学生とする。
- ⑤職場・一般部門  
団体構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第8条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。
- 第8条 同一奏者が二つ以上のグループに重複して出演することは認めない。
- 第9条 参加者の資格に疑義があるときは、出演停止または入賞取り消しの処分をすることがある。

## (編成・演奏)

- 第10条 1 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成は認めない。  
2 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。  
3 独立した指揮者は認めない。  
4 楽器を全く使用しない演奏（手拍子や足踏み等のみ）は認めない。  
5 ピアノ、チェレスタ、チェンバロ、オルガン等の鍵盤楽器およびハーブの使用は認めない。
- 第11条 演奏者は、原則として地区大会と同一メンバーとする。万が一メンバーの変更の必要が生じた場合、その理由と変更メンバーを事前に各地区部会長を通して申請し、理事長の承認を得るものとする。
- 第12条 出演グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。演奏曲は地区大会で演奏したのものとする。著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずにコンテストに出演することは認めない。
- 第13条 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
- 第14条 1 部門順は常任理事会が決定する。楽器別出演順は原則としてその年度の全日本アンサンブルコンテストに準ずる。

2 同編成時の場合は、次の地区順で行う。

①（開催地区） ②（県北） ③（県央） ④（県南）

※同一編成2組目は、地区順一巡後に入れる。

第15条 演奏は原則としてステージ上で行う。また、演奏者が何らかの理由により移動しなければならない場合は、ステージ上を移動する。

第16条 演奏開始時刻に間に合わなかったグループは、原則失格とし、審査の対象としない。

### （演奏に関する諸権利）

第17条 コンテスト出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は本連盟に帰属し、本連盟がこれを利用することについてコンテスト出演者は何らの異議を述べることができない。

①ラジオ、テレビ等の放送をすること。

②放送のためであると否と問わず、録音・撮影をすること。

③DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。

④写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。

※参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

### （審査員並びに表彰）

第18条 栃木県アンサンブルコンテストの審査員はその年ごとに常任理事会が選出し、これを理事長が委嘱する。また、10月1日にHP上に公表する。審査員の数は原則として5名とする。

第19条 審査員公表後は、当該年度の審査員に指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また、審査員への金品等の贈与は禁止する。

上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合は、次年度における当該団体のアンサンブルコンテストへの参加を認めない。大会終了後に発覚した場合は入賞を取り消しとする。

第20条 審査方法は理事会の定める栃木県アンサンブルコンテスト審査内規による。

第21条 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の5分の1以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。

第22条 表彰は部門ごとに金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。

### （地区代表）

第23条 栃木県アンサンブルコンテストに各地区より選出するグループ数は、11月に行われる常任理事会で決定し、HP上に公表する。

※ただし、同一団体からの推薦は3グループまでとする。

第24条 各地区は栃木県アンサンブルコンテスト開催日の1週間以前に地区大会を実施し、代表グループを栃木県吹奏楽連盟に報告する。

### （東関東アンサンブルコンテストへの推薦）

第25条 東関東アンサンブルコンテストへの推薦グループ数は次の通りとする。

①各部門の金賞グループの中から下記のグループ数を東関東アンサンブルコンテストへ栃木県代表として推薦する。

小学校部門 6グループ

中学校部門 8グループ

高等学校部門 8グループ

大学部門 2グループ

職場・一般部門 7グループ

※ただし、同一団体からの推薦は3グループとする。

②東関東アンサンブルコンテストでの出演順は、東関東吹奏楽連盟が決定する。

### （その他）

第26条 コンテスト実施に当たって常任理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

第27条 栃木県アンサンブルコンテストの実行委員会はその年度ごとに選出する。

第28条 この規定は常任理事会の議決により改定することができる。